

平成 30 年度の市・県民税における主な改正点は、次の通りです。

- ・ 給与所得控除の改正(上限の引き下げ)
- ・ 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方法の選択
- ・ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の創設
- ・ 医療費控除の適用を受ける際の添付書類の変更

給与所得控除の改正（上限の引き下げ）

平成 26 年度税制改正で、給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が段階的に引き下げられることとなりました。

適用時期	平成 26 年度(25 年分)～ 平成 28 年度(27 年分)	29 年度(28 年分)	30 年度 (29 年分) 以降
上限が適用される 給与収入額	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の 上限額	245 万円	230 万円	220 万円

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方法の選択

個人の市・県民税納税通知書が送達される日まで、確定申告書とは別に、市・県民税申告書をご提出いただくことで所得税とは異なる課税方法を選択できることが明確化されました。

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の創設

健康の維持増進および疾病の予防のために、特定健診などの一定の取組を行っている人が、平成 29 年 1 月 1 日以後にスイッチ OTC 医薬品を購入した際、従来の医療費控除との選択により医療費控除の特例を適用することができます。

医療費控除の適用を受ける際の添付書類の変更

医療費控除、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）のいずれかの適用を受ける際には、医療費の領収書の提出の代わりに医療費控除に関する明細書の添付が必要と

なりました。

平成 30 年度から平成 32 年度の個人の市・県民税申告（平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告）については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

※医療費控除に関する明細書を提出した場合、医療費の領収書を法定納期限から 5 年間保存する必要があります。